「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュース
第29号　2016年8月22日

改憲の「分岐点」……参院選挙結果

首相……「自民党草案をベースに3分の2を構築」と

「憲法のつどい」にご参加を

憲法にとって「分岐点」「転換点」の参院選結果

参院選は、自民が二十七年ぶりに単独過半数を獲得し、自民・公明の与党及びおおさか維新などをはじめとする改憲勢力が三分の二以上を占め、参院でも改憲発議が可能な状況が生まれた。各紙社説は「戦後日本政治の分水嶺」（「中日」）、「分岐点」（「朝日」）、「転換点」（「毎日」）と表現した。

憲法改正に関して、安倍首相は二〇一八年までの自民党総裁「在任中に成し遂げたい」と公言したが、実際の選挙では、自民党は公約に憲法改正は末尾にわずかで、首相は街頭演説で一度も改憲に触れず仕舞いだった。公明党に至っては公約では憲法について掲げてさえいない。

ところが、開票後のテレビ特番で、首相は「立党以来の悲願」「前文から全てを含めて変えたい」と改憲を明言。さらに、翌日十一日の会見では「わが党の案をベースにしながら三分の二を構築していく。それがまさに政治の技術」と述べ、二〇一二年作成の自民党改憲草案をもとに明文改憲に乗り出す意向を示している。

こうして改憲の危険性が増しているが、研究者の中からは安倍首相の自民党総裁の任期が切れる二〇一八年九月までのスケジュールとして、二〇一七年臨時国会で改憲案提出・国会審議、二〇一八年改憲案発議、その後二カ月～半年の周知・広報期間を経て二〇一八年夏に国民投票、との指摘もある（本秀紀名古屋大学教授）。年内解散総選挙の可能性を指摘する研究者もいて、憲法改正の具体化が強められる空気がある。

明文改憲に向けて憲法審査会の再開をねらう

政府・与党は、野党の民進党を巻き込んで衆参の憲法審査会の議論を再開し、合意形成を図る作戦である。このため、改憲の最大の目的である九条改定については極力後景に追いやりながら、「高校授業料無償化」「緊急事態条項」の新設など「お試し改憲」的な改定項目を掲げ、公明党やおおさか維新の会などの協力も得て改憲論議の土俵づくりをしている。

参院選挙結果は憲法改正の「白紙委任」ではない

しかし、有権者は参院選挙で安倍政権に憲法改正を白紙委任したわけではない。「共同通信」の世論調査（七月十一・十二日実施）では、改憲勢力が三分の二を超えた結果について「よかった」は二四％、「よくなかった」二八％であり、さらに安倍首相のもとでの改憲に「反対」が四九％（「賛成」は三六％）となっており、共同通信の調査では、「安倍首相の下での憲法改正」は賛成が四〇％、反対が五〇％となっている。首相や与党が選挙中に触れなかった改憲問題に国民は信任を与えていない。

広がり、継続する野党と国民の共同

参院選では、安保法廃止をはじめとした共通政策で一致した野党共闘が実現した。TPPや農業改革に揺れる東北五県では、農協系団体が自民を推薦しない状況が生まれ、野党統一候補が勝利した。福島では福島原発事故を顧みず原発再稼働を推進する政治への怒りが、沖縄でも基地問題への怒りが、それぞれ野党勝利に結びついた。唯一の稼働原発を抱える鹿児島県では、知事選挙も行われ、反原発を掲げた候補が当選した。

これらの動きには国民的共同の希望が見える。そして、参院選後もこの共同は進み、衆院選挙でも野党共闘を求める声が代表選挙を控えた民進党の進路を左右するほどに大きくなっている。

参院選挙を終えて、立憲主義・国民主権など憲法の原則を踏みにじる暴走政治は、憲法・経済・社会保障などあらゆる面でますます強められようとしており、国民生活を守る大きな共同の力をさらに強める必要がある。

「あいち医師・歯科医師九条の会」は愛知県保険医協会と共催で、「憲法のつどい」を九月二十四日に三宅裕一郎氏を迎えて開催する（左囲み参照）。いま一度、日本国憲法の価値や意義を確認し、憲法を破壊する動きを食い止めるために私たちは何をすべきか、展望を学び、語り合う場としたい。

講演会ご案内

愛知県保険医協会・「あいち医師・歯科医師九条の会」共催

「憲法のつどい」

★とき　9月24日(土)午後3時～5時

★ところ　愛知県保険医協会伏見会議室
（名古屋市中区錦1-13-26、
名古屋伏見スクエアビル９階）

★テーマ
「どうなる憲法、どうする憲法
～参院選挙後の私たちの課題」

★講師　**三宅裕一郎氏**
（三重短期大学教授）

７月の参院選の結果、戦後初めて改憲勢力が衆参両院で3分の2を占めました。参院選後の新たな情勢と、明文改憲を許さないための運動について学習、交流します。

★参加費　医師・歯科医師 1000 円、一般市民 500 円

戦後70年、それでもなお九条がある

――中日新聞社長が講演

医師九条の会がつどい

「あいち医師・歯科医師九条の会」は、第二十一回の憲法のつどいを二月十三日、協会伏見会議室で開催、医師や市民ら九十五人が参加した。講師には、小出宣昭氏（中日新聞社長）を迎え「ジャーナリズムから見た憲法の漂流」の講演を受けた。

小出氏は「憲法をめぐる状況を考える時に、戦後七十年の枠組みを考えることが重要」として、以下のように述べた。

戦後七十年、日本はただの一度も戦争をせず、ただの一人も戦死者を出さずに歩むことができた。その間、日本には六人のノーベル賞受賞者が出るなど、文化によって世界に貢献している。

講演する小出宣昭氏（上）

とかく平和論というと被害の側面がいわれる。憲法の前文、そこに続く天皇条項は加害者としての反省に立った意味がある。第九条は加害者としての反省に立った平和論のプライオリティ（最優先事項）といえる。ところが、安倍首相は「戦後レジュームの脱却」と言い、慰安婦問題や靖国参拝など加害者意識を無視する言動をしている。首相の二〇一三年末の靖国参拝に、アメリカは「失望した」と異例のコメントをしたが、それは「加害者としての意識はないのか」というメッセージに他ならない。

グローバル・ピース・インデックス（注）という平和・安全度の国別ランクがあるが、二〇一五年の安全評価で、ドイツは十六位、イギリス三十九位、アメリカ九十四位という中で、日本は八位とランクしている。政府のいう「我が国を取り巻く安全保障の国際環境は極めて悪化」とは、説得力がないことがわかる。

自衛隊が海外派兵し、集団的自衛権行使を認めた安保関連法が成立するなど、憲法九条は形骸化されているが、それでも九条があるから自衛隊は大手を振ることができないでいる。ところが、首相は最近の国会答弁でも「憲法学者の七割が自衛隊について憲法違反の疑いを持っている」として、九条の方を改正すべきと訴えるなど、憲法を変える動きが表面化している。憲法改正問題が参院選挙でどのようにまな板に載るか、これから数カ月の政治状況次第という状況になっている。

小出氏は、中日新聞の編集姿勢にも触れて、編集権が経営側から独立している仕組みを説明し、編集現場が他におもねることなく自由に言論を述べることができるようにしていると述べた。

注…グローバル・ピース・インデックス……三つの基準（社会の安全性や治安のレベル、国内および海外との紛争、軍事化の度合い）をもとに安全度を評価したもの。

自民改憲案の目指すもの

安倍首相は、「憲法改正はこれまで同様、参院選でしっかり訴えていく」（年頭記者会見）、「どこから変えていくかは、わが党の案で示したい」（２月５日衆院予算委員会）など、自身の任期中に憲法改正を目指す考えを示している。

参院選挙を経て安倍首相は、自民党の改憲草案（日本国憲法改正草案・２０１２年）をベースに議論すると述べている。ここで、自民党草案が抱える問題点についてみてみる。

不戦と平和的生存権を前文から削除

自民党改憲案は前文を全面的に書きかえ、日本国憲法前文が掲げる侵略戦争への反省、不戦平和の誓いを破棄するものとなっている。

日本国憲法前文は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」と、国民の不戦の決意を示し、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と国際協調による平和構築の理念をうたっている。自民党改憲案はこれらの規定をすべて削除している。

同じく前文の「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とした平和的生存権の規定も改憲案では削除されている。

九条を戦争の根拠規定に

自民党は改憲案Ｑ＆Ａで「現行憲法の全ての条項を見直す」としているが、最大の狙いは９条だ。

日本国憲法第２章は「戦争の放棄」とされ、そこに九条が置かれているが、自民党改憲案の第２章は「安全保障」とされ、９条は全面的に書きかえられている。「戦争放棄」を規定した９条１項は基本的に変更しないとしながら、９条２項で「前項の規定は自衛権の発動を妨げるものではない」と明記し、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」の規定を削除。新たに第９条の２として「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」としている。

政府はこれまで、９条２項があるため自衛隊を「軍隊ではない」「必要最低限度の実力組織」としてきた。また、「自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（工藤敦夫内閣法制局長官１９９０年）として（１）武力行使の目的を持って海外派兵すること、（２）集団的自衛権の行使、（３）武力行使を伴う国連軍への参加――については「許されない」としてきたが、自民党改憲案はこの歯止めを消し去っている。

昨年強行成立された安保関連法は集団的自衛権行使を具体化する準備といえる。

災害を口実に独裁政治

自民党改憲案の９８条は「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」の際に「緊急事態の宣言」を発することができると規定している。さらに９９条では、緊急事態が発せられた際に「法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」と規定、同３項で「何人も…国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」としている。

緊急事態条項は「大規模な自然災害」を口実に、独裁的に権力行使ができる仕組みを狙ったものだ。

自民党改憲草案（前文）

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。